静岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 25 日

静岡労働局長　野村　栄一

第４号中「１時間851円」を「１時間866円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月29日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年島根労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 25 日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間735円」を「１時間756円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 25 日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間739円」を「１時間758円」に改める。

国家試験

平成 29 年司法試験予備試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成29年司法試験予備試験の施行について、次のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 25 日

司法試験委員会委員長　山口　　厚

１　筆記試験

⑴　短答式試験

ア　期日及び科目

平成29年５月21日（日）

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

イ　試験地

札幌市又はその周辺　仙台市　東京都　名古屋市　大阪府又はその周辺　広島市　福岡市

⑵　論文式試験

ア　受験資格

短答式試験に合格した者

イ　期日及び科目

平成29年７月16日（日）

憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

平成29年７月17日（月）

法律実務基礎科目（民事・刑事）、民法、商法、民事訴訟法

ウ　試験地

札幌市　東京都　大阪市　福岡市

２　口述試験

⑴　受験資格

論文式試験に合格した者

⑵　期日

平成29年10月28日（土）及び同年10月29日（日）

⑶　科目

法律実務基礎科目（民事・刑事）

⑷　試験地

東京都又はその周辺

３　出願手続等

⑴　出願期間

平成29年１月16日（月）から同年１月27日（金）まで

なお、平成29年１月27日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書の交付

受験願書は、司法試験委員会（所在は４⑴記載のとおり。）において、平成29年１月４日（水）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験予備試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に140円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。

⑶　受験願書の提出

受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として17,500円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票（出願前６月以内に交付された、個人番号（マイナンバー）の記載がされていないもの。）を添付して、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

４　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100－8977　東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

⑵　詳細については、別に受験案内が作成されるので参照のこと。

⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

公　聴　会

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 28 年 11 月 25 日

農林水産大臣　山本　有二

記

１　日時　平成28年12月７日午後２時から

２　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議室

３　意見を聴こうとする事項

⑴　ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを規則別表２中ミカンコミバエ種群及びウリミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を改正することについて

⑶　台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいんどなつめの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを規則別表２中ミカンコミバエ種群に係る輸入禁止植物から除くことについて

⑷　⑶の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を制定することについて

４　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課検疫対策室長）

５　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成28年12月２日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100－8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）に提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　意見を聴こうとする事項に対する意見及びその理由の概要

６　留意事項

⑴　議長は、５の意見公述の手続を執った者（以下「公述申込者」という。）が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を述べようとする者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えて発言をした場合

ハ　公述人が５⑵の内容と異なる内容を公述した場合